

淑徳大学 ハラスメント調停委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、淑徳大学ハラスメント防止規程第14条第2項に基づき、淑徳大学ハラスメント調停委員会（以下「調停委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定める。

(調停委員会の設置)

第2条 ハラスメント防止委員会（以下、「防止委員会」という。）は、ハラスメントに関する案件の解決のために調停委員会の設置が必要と認めるとき、事案ごとに調停委員会を置くことができる。

(調停委員会の責務)

- 第3条 ハラスメントに関する問題を調停するために次の各号に掲げる事項を行う。
- 一 調停委員会の設置がなされたときは、直ちにその旨を当事者に連絡すること。
 - 二 当事者間の解決に向けての話し合いの場を設け、円滑に進むように助言すること。
 - 三 調停案を作成し、防止委員会の議を経て、申立人及び被申立人へ調停案を提示すること。
 - 四 調停が成立したときは、その合意内容を文書にて署名、捺印の上、防止委員会に報告すること。なお、正本1通及び副本2通を作成すること。
 - 五 調停が不成立な場合は、その内容を文書にて防止委員会に報告する。
- 2 当事者から調停の取下げの申出がなされたとき、調停を打ち切るとともに、その旨を防止委員会に報告する。

(調停委員会の構成)

- 第4条 調停委員会は、事案ごとに以下の委員で構成する。
- 一 防止委員会委員長又は副委員長
 - 二 防止委員会委員 若干名
 - 三 その他学長が必要と認めたる者
- 2 調停委員会に調停委員会委員長を置き、学長がこれを任命する。
- 3 調停委員会委員の任期は、当該事案に関する調停が終了し、調停書が作成された時点までとする。

(調停の終了)

- 第5条 調停は、次の各号に掲げる事由が生じた場合に終了する。
- 一 当事者が調停内容に合意した場合
 - 二 申立人が調停の取下げを申出た場合。ただし、調停委員会が、打切りは不適切であると判断したときはこの限りではない。

(事 務)

第6条 調停委員会の事務は、事務局が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。